

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構  
都市鉄道利便増進事業費補助取扱要領

平成17年12月21日機構規程第55号  
平成19年3月28日機構規程第163号  
改正 平成22年11月18日機構規程第42号  
令和3年3月25日機構規程第83号

(通則)

第1条 都市鉄道利便増進事業費補助(以下「補助金」という。)の取扱いについては、都市鉄道等利便増進法(平成17年法律第41号。以下「法」という。)、同法施行令(平成17年政令第221号)、同法施行規則(平成17年国土交通省令第82号)及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成14年法律第180号。以下「機構法」という。)、同法施行令(平成15年政令第293号。)並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、同法施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)に定めるもののほか、この取扱要領の定めるところによる。

(目的)

第2条 この取扱要領は、都市鉄道利便増進事業(法第2条第6号に規定する都市鉄道利便増進事業をいう。以下同じ。)に要する経費について、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(以下「機構」という。)が交付する補助金の補助の対象、補助金に係る申請、交付その他の取扱いに関する細目を定め、もって補助金の適正かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(補助対象事業)

第3条 対象事業の要件は、次のとおりとする。

- 1 法第5条第4項の規定による国土交通大臣(以下「大臣」という。)の認定を受けた速達性向上計画又は法第14条第11項の規定による大臣の認定を受けた交通結節機能高度化計画に基づく施設の整備であり、法に規定する速達性向上事業又は駅施設利用円滑化事業として行われるものであること。
- 2 施設の整備を行う者が整備に要する費用の全額を無利子貸付(5年据置後10年償還)で調達すると仮定した場合又は国が整備に要する費用の5分の1(地方公共団体も同額)を補助すると仮定した場合のいずれにおいても、営業開始後30年以内に累積黒字転換しないと認められるものであること。

(交付の対象等)

第4条 補助対象経費は、前条に定める事業の施設の整備に係る経費とし、以下に掲げる施設の整備に必要な本工事費(都市鉄道施設(法第2条第3号に規定する都市鉄道施設をいう。以下同じ。))又は駅施設(法第2条第4号に規定する駅施設

をいう。以下同じ。)の建設又は改良に要する費用)、附帯工事費(工事用建物の建設若しくは工事用機械の調達又は測量、調査、試験、設計若しくは事務に要する費用)及び用地費とする。

一 速達性向上事業

(1)既存の都市鉄道施設の間を連絡する新線の建設

(2)複数の路線の間を連絡するために必要となる都市鉄道施設の整備((1)に掲げるものを除く。)

(3)列車が追越しを行うために必要となる都市鉄道施設の整備

二 駅施設利用円滑化事業

(1)既存の駅施設(当該駅施設及びこれと一体として利用されている駅施設における1日当たりの平均的な旅客の乗降及び乗継ぎの数が15万人以上であるものに限る。)における乗降又は乗継ぎを円滑にするためのプラットホーム、改札口又は通路の整備

(2)(1)の整備と一体的に行う自動車駐車場又は自転車駐車場の整備

(3)鉄道線路の配置の変更その他の(1)又は(2)の整備に併せて行われる鉄道施設の変更

2 機構は、都市鉄道利便増進事業の施設の整備を行う者(地方公共団体の出資に係る法人及び機構で、あらかじめ補助の対象として選定された施設の整備及び保有を目的とするものをいい、以下「補助対象者」という。)に対して、国の予算の範囲内で定める補助金を受け、これを財源として補助対象者に補助金を交付する。

3 機構が交付する補助金の額は、地方公共団体が補助する額と同額とし、かつ補助対象経費に3分の1を乗じて得た額以内とする。

(申請手続)

第5条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、第1号様式による交付申請書に第2号様式による実施計画書を添付して、機構に提出するものとする。

(交付決定の通知等)

第6条 機構は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、これを審査し、所要の手続きのうえ、交付決定を行い、第3号様式による交付決定通知書(増(減)額の交付決定にあつては、第3号の2様式による交付決定通知書)を補助対象者に通知するものとする。

2 機構は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、当該申請に係る事項について条件を付することができる。

(申請の取り下げ)

第7条 補助対象者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があることにより、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、機構が指定する期日までにその旨を記載した書面を機構に提出しなければならない。

(計画変更)

- 第 8 条 補助対象者は、第 2 号様式による実施計画書を変更しようとするときは、第 4 号様式による変更承認申請書に第 2 号様式による実施計画変更書を添付して、機構に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、大臣が都市鉄道利便増進事業費補助交付要綱(平成 17 年 8 月 16 日国鉄都第 20-4 号、以下「交付要綱」という。)第 8 条において別に定める軽微な変更にあつては、この限りではない。
- 2 機構は、第 2 号様式による実施計画書の変更の申請があつたときは、その内容を審査のうえ、承認し、第 5 号様式による承認書を補助対象者に通知するものとする。
- 3 補助対象者は、第 1 項ただし書による軽微な変更を行ったときは、第 6 号様式による変更届に、第 2 号様式による実施計画変更書を添付して機構に届け出なければならない。

(状況報告)

- 第 9 条 補助対象者は、補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)の実施状況について、毎会計年度第 2 四半期終了後、及び機構からの要求があつたときは速やかに、第 7 号様式による補助事業実施状況報告書を機構に提出しなければならない。
- 2 補助対象者は、補助事業が年度内に完了しないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難となつたときは、第 7 号様式による補助事業実施状況報告書を速やかに機構へ提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

- 第 10 条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、補助事業完了の日から 20 日を経過した日又は翌年度の 4 月 5 日のいずれか早い日までに、第 8 号様式による補助事業完了実績報告書を機構に提出しなければならない。ただし、補助事業の全部が交付決定年度内に完了しないときは、翌年度の 4 月 20 日までに、第 9 号様式による補助事業年度終了実績報告書を機構に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第 11 条 機構は、前条本文に定める補助事業完了実績報告書の提出を受けたときは、これを審査し、所要の手続きのうえ、交付すべき補助金の額を確定し、第 10 号様式による通知書により補助対象者に通知するものとする。

(利益の納付)

- 第 12 条 補助対象者が、補助の対象施設の営業開始後、自ら調達した資金(当該施設の整備に要した費用のうち国及び地方公共団体からの補助金を除く。)の回収後において、補助事業により整備された都市鉄道施設又は駅施設の営業を行う者から支払われる当該施設の使用料によって毎事業年度の損益計算上利益を生じた

とき、機構は、翌事業年度において当該利益の額の3分の1に相当する金額を收受し、国から交付を受けた補助金の総額に相当する額に達するまで、国庫に納付するものとする。

- 2 補助対象者は、補助の対象である施設の営業が開始された翌年度から、機構から交付を受けた補助金の総額に相当する額を納付するまでの間、毎年6月15日までに、第11号様式による利益額計算書を機構に提出しなければならない。ただし、機構から交付を受けた補助金の総額に相当する額を納付したときは、この限りではない。

#### (利益の額の計算)

第13条 前条第1項の利益の額は、収益から費用を控除した残額とする。

- 2 前項の収益は、営業収益及び営業外収益（特別利益又は繰越利益金を含み、国及び地方公共団体からの補助金を除く。）について機構が査定した額の合計額とする。
- 3 第1項の費用は、営業費用（法人税、都道府県民税その他の諸税を含む。）及び営業外費用（特別損失又は繰越欠損金を含む。）について機構が査定した額の合計額とする。
- 4 都市鉄道利便増進事業と兼営する他の事業に関連する収益及び費用の都市鉄道利便増進事業への配賦は、鉄道事業会計規則（昭和62年運輸省令第7号）第20条の規定に準じて取り扱うものとし、同条に定めのないものは、機構が査定したところによる。

#### (概算払の請求)

第14条 補助対象者は、補助金の概算払を受けようとするときは、第12号様式による請求書を機構に提出しなければならない。

#### (補助金の整理)

- 第15条 補助対象者は、補助事業に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助対象者は、前項の帳簿とともに、その内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

#### (取得財産等の整理)

第16条 補助対象者は、補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）に関する特別の帳簿を備え、取得財産等を取得し、又は効用の増加した時期、所在場所、価格及び取得財産等に係る補助金等の取得財産等の状況が明らかになるよう、整理しなければならない。

(帳簿等の保存)

第 17 条 補助対象者は、次の各号に掲げる帳簿等を、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構理事長（以下「理事長」という。）が別に定める期間、保存しておかなければならない。

- (1) 第 15 条第 1 項及び第 16 条に規定する帳簿
- (2) 取得財産等の得喪に関する書類
- (3) 取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料類

(取得財産等の管理等)

第 18 条 補助対象者は、取得財産等について、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(取得財産等の処分の制限)

第 19 条 補助対象者は、取得財産等（適正化法施行令第 13 条第 1 号から第 3 号までに掲げる財産及び同令第 9 条第 2 項の規定により読み替えて適用する同令第 13 条第 4 号又は第 5 号の規定により理事長が定める財産に限る。）について、補助事業の完了後においても、理事長が別に定める期間は、理事長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(監督)

第 20 条 機構は、必要と認めるときは、補助対象者に対して、補助事業の実施状況及び補助金の整理について検査を行い、又は報告を求めることができる。

(附 則)

この取扱要領は、平成 17 年 8 月 16 日から適用する。

(附 則)

- 1 この取扱要領の一部改正は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 前項に規定する日前に交付決定が行われた補助金については、なお従前の例による。

(附 則)

この取扱要領の一部改正は、平成 22 年 11 月 18 日から施行し、平成 22 年度以降の補助金に係る財産から適用する。

(附 則)

この取扱要領の一部改正は、令和 3 年 3 月 25 日から施行する。

(第1号様式)

番 号  
年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構  
理事長 殿

住所  
名称

都市鉄道利便増進事業費補助金交付申請書

年度における都市鉄道利便増進事業に係る都市鉄道利便増進事業費補助金 円  
を交付されるよう独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構都市鉄道利便増進事業費補助取扱  
要領第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の目的及び内容
- 2 補助対象経費の使用方法及び事業の計画  
年度の補助事業に関しては、第2号様式の 年度補助事業実施計画書中の当該年度の  
欄に記載のとおり。
- 3 関係地方公共団体等からの補助状況等  
当該年度の地方公共団体からの補助金の金額（予定）  
補助金 円
- 4 都市鉄道等利便増進法の認定を受けた計画（写し）

(第2号様式)

年度補助事業実施計画(変更)書

1 補助事業の目的及び内容

2 補助対象経費の内訳

(単位:円)

費目	補助事業計画額				完了予定 期日	備考
	計画額	年度まで (実績)	年度	年度以降		
合計						

(注) 1 補助事業の費目ごとに経費の積算をした書類(別添様式)を添付すること。

2 計画額の変更の場合は、変更前の数値を上段にかっこ書きすることによって変更の内容が明らかになるように記載するとともに、備考欄に変更の主な理由を記載すること。

(第2号様式一別添)

年度補助事業実施計画経費積算書

(単位：円)

費目	内容	積算内訳

(第3号様式)

番 号  
年 月 日

殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構  
理事長

年度都市鉄道利便増進事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号をもって申請のあった 年度都市鉄道利便増進事業費補助金については、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構都市鉄道利便増進事業費補助取扱要領（平成17年12月21日機構規程第55号。以下「取扱要領」という。）第6条の規定により下記のとおり交付することに決定したので通知する。

記

- 1 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費	円
補助金の額	円
- 2 補助金の交付の条件は、次のとおりとする。
  - (1) 都市鉄道等利便増進法（平成17年法律第41号。）、同法施行令（平成17年政令第221号）及び同法施行規則（平成17年国土交通省令第82号）並びに独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成14年法律第180号）、同法施行令（平成15年政令第293号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、同法施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び取扱要領に従わなければならない。
  - (2) 補助事業の内容又は補助対象経費の配分について変更しようとするときは、国土交通大臣が別に定める軽微な変更を除き、遅滞なく補助事業実施計画変更承認申請書（第4号様式）を独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）に提出し、承認を受けなければならない。
  - (3) 補助金の額の確定通知を受けた場合において、既に交付を受けた補助金の全部又は一部を機構に返還すべき場合が生じたときは、機構が指定する期日までに返還しなければならない。
  - (4) 補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（適正化法施行令第13条第1号から第3号までに掲げる財産及び同令第9条第2項の規定により読み替えて適用する同令第13条第4号又は第5号の規定により独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構理事長（以下「理事長」という。）が定める財産に限る。）は、補助事業完了後においても、理事長が定める期間は、理事長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 3 この補助金の交付決定の内容又は条件に不服のある場合における取扱要領第7条の規定による申請の取り下げをできる期限は 年 月 日とする。

(第3号の2様式)

番 号  
年 月 日

殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構  
理事長

年度都市鉄道利便増進事業費補助金増（減）額交付決定通知書

年 月 日付け 第 号をもって申請のあった 年度都市鉄道利便増進事業費補助金  
については、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構都市鉄道利便増進事業費補助取扱要領  
（平成17年12月21日機構規程第55号。以下「取扱要領」という。）第6条の規定により、下記  
のとおり増（減）額を交付することに決定したので通知する。

記

1 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費	円
既決定補助金の額	円
今回増（減）額する補助金の額	円
年間補助総額	円

2 補助金の交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 都市鉄道等利便増進法（平成17年法律第41号。）、同法施行令（平成17年政令第221号）及び同法施行規則（平成17年国土交通省令第82号）並びに独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成14年法律第180号）、同法施行令（平成15年政令第293号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、同法施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び取扱要領に従わなければならない。
- (2) 補助事業の内容又は補助対象経費の配分について変更しようとするときは、国土交通大臣が別に定める軽微な変更を除き、遅滞なく補助事業実施計画変更承認申請書（第4号様式）を独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）に提出し、承認を受けなければならない。
- (3) 補助金の額の確定通知を受けた場合において、既に交付を受けた補助金の全部又は一部を機構に返還すべき場合が生じたときは、機構が指定する期日までに返還しなければならない。
- (4) 補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（適正化法施行令第13条第1号から第3号までに掲げる財産及び同令第9条第2項の規定により読み替えて適用する同令第13条第4号又は第5号の規定により独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構理事長（以下「理事長」という。）が定める財産に限る。）は、補助事業完了後においても、理事長が定める期間は、理事長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

3 この補助金の交付決定の内容又は条件に不服のある場合における取扱要領第7条の規定による申請の取り下げをできる期限は 年 月 日とする。

(第4号様式)

番 号  
年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構  
理事長 殿

住所  
名称

補助事業実施計画変更承認申請書

年度における都市鉄道利便増進事業費補助事業について、別紙のとおり計画を変更したいので、承認されるよう申請します。

(添付書類) 年度補助事業実施計画変更書

(第5号様式)

番 号

承認書

会社名  
代表取締役社長 殿

年 月 日付け 第 号をもって申請のあった 年度の補助事業実施計画の  
変更については、承認する。

年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構  
理事長

(第6号様式)

番 号  
年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構  
理事長 殿

住所  
名称

補助事業実施計画変更届

年度における都市鉄道利便増進事業費補助事業について、別紙のとおり計画を変更したの  
でお届けします。

(添付書類) 年度補助事業実施計画変更書

(第7号様式)

番 号  
年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構  
理事長 殿

住所  
名称

### 補助事業実施状況報告書

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構都市鉄道利便増進事業費補助取扱要領（平成17年12月21日機構規程第55号、以下「取扱要領」という。）の規定に基づき独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構から通知があった補助事業の実施状況について、取扱要領第9条の規定により別紙のとおり報告します。

(別紙) 年度補助事業実施状況表（第7-2号様式）

又は

(別紙) 年度補助事業実施状況表（第7-3号様式）

又は

(別紙) 年度補助事業実施状況表（第7-4号様式）







(第 8 号様式)

番 号  
年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構  
理事長 殿

住所  
名称

補助事業完了実績報告書

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構都市鉄道利便増進事業費補助取扱要領（平成 17 年 12 月 21 日機構規程第 55 号、以下「取扱要領」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構から通知があった補助事業の完了実績について、取扱要領第 10 条本文の規定により別紙のとおり報告します。

- (別紙 1) 年度補助事業完了実績表
- (別紙 2) 年度都市鉄道利便増進事業費補助金精算調書

(第8号様式 別紙1)

年度補助事業完了実績表

(単位：円)

費目	本年度計画額	本年度実績額	計画額との差額	本年度実績の概要	備考
	A	B	A-B		

- (注) 1 当初の計画額に変更があった場合は、最終の計画額を記載し、変更前の計画額を上段にかっこ書きすること。
- 2 計画額との差額について、その主な理由等を備考欄に記載すること。
- 3 その他必要な書類を添付すること。

(第8号様式 別紙2)

年度都市鉄道利便増進事業費補助金精算調書

(単位：円)

費目	交付決定額 A	計画額 B	実績額 C	計画額との 差額 D	精算補助金 額 E	概算払受領 済額 F	差引補助金 未受領済額 (△返還) G = E - F	備考
合計								

- (注) 1 取扱要領第8条に基づき、当初の計画額に変更があった場合は、最終の計画額を記載すること。
- 2 精算補助金額は計画額と実績額のいずれか低い額の1/3で計算した額を記載すること。
- 3 その他必要な書類を添付すること。

(第9号様式)

番 号  
年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構  
理事長 殿

住所  
名称

補助事業年度終了実績報告書

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構都市鉄道利便増進事業費補助取扱要領（平成17年12月21日機構規程第55号、以下「取扱要領」という。）第6条の規定に基づき独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構から通知があった補助事業の年度終了実績について、取扱要領第10条ただし書きの規定により別紙のとおり報告します。

(別紙) 年度補助事業年度終了実績表



(第 10 号様式)

番 号  
年 月 日

殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構  
理事長

都市鉄道利便増進事業費補助金の額の確定通知書

年 月 日付け 第 号をもって完了実績報告のあった補助事業の実施については、これを認定し、都市鉄道利便増進事業費補助金の額を下記のとおり確定したので、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構都市鉄道利便増進事業費補助取扱要領（平成 17 年 12 月 21 日機構規程第 55 号）第 11 条の規定により通知する。

記

(1) 確定補助金額 円

((2) 返還すべき補助金の返還期日は 年 月 日とする。)

(注) 上記かっこ書きは、必要に応じ、記載すること

(第 11 号様式)

番 号  
年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構  
理事長 殿

住所  
名称

年度都市鉄道利便増進事業利益額計算書

標記について、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構都市鉄道利便増進事業費補助取扱要領第 12 条に基づき、別紙のとおり提出いたします。

(第 11 号様式 別紙)

事業者名

都市鉄道利便増進事業利益額計算書

年度			
収 益		費 用	
科 目	金 額	科 目	金 額
営業収益	円	営業費	円
鉄道線路使用料収入		運送費	
		厚生福利施設費	
		一般管理費	
		諸税	
		減価償却費	
計		計	
営業外収益		営業外費用	
受取利息		支払利息	
受取配当金		企業債利息	
固定資産売却益		固定資産売却損	
.....		.....	
計		計	
合 計		合 計	

差引利益額

(第 12 号様式)

番 号  
年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構  
理事長 殿

住所  
名称

都市鉄道利便増進事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた標記補助金について、下記のとおり概算払を受けたいので、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構都市鉄道利便増進事業費補助取扱要領第 14 条の規定により請求します。

記

- 1 都市鉄道利便増進事業費補助金交付決定通知額 円
- 2 概算払請求額 円
- 3 概算払請求額算出基礎

費目	計画額	建設等に要する 資金の額	概算払可能額	前回までの概算 払累計額	今回概算払予定 額
	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)